

内部監査規定



内部監査規定

- ・ 横浜市型地域貢献企業・認定制度に係る規格の要求事項や事業体が定めた事項への適合を監査し、CSRマネジメント・システムが適正に維持・運用されているか「システム評価チェックリスト」を用いて監査する。
- ・ 監査実施は、年1回、毎年6月、CSR担当者が監査する。
- ・ 監査結果は、「内部監査報告書」に記録し、代表取締役へ報告する。
- ・ 代表取締役は、速やかにマネジメントレビューを実施し、改善の指示を出す。
- ・ 上記、「内部監査報告書/マネジメントレビュー」は、記録・文書管理一覧表に基づき、保管する